

神奈川県 大和・高座地域
循環型社会形成推進地域計画
(第3期)

大和市
海老名市
座間市
綾瀬市
高座清掃施設組合

令和2年12月8日
(令和4年11月25日変更)

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
（1）対象地域.....	1
（2）計画期間.....	2
（3）基本的な方向.....	2
（4）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況.....	3
（5）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容.....	3
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
（1）一般廃棄物等の処理の現状.....	4
（2）生活排水の処理の現状.....	5
（3）一般廃棄物等の処理の目標.....	10
（4）生活排水処理の目標.....	12
3 施策の内容	17
（1）発生抑制、再使用の推進.....	17
（2）処理体制.....	19
（3）処理施設等の整備.....	25
（4）その他の施策.....	26
4 計画のフォローアップと事後評価	27
（1）計画のフォローアップ.....	27
（2）事後評価及び計画の見直し.....	27

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市名 大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
 面積 93.39k m²
 人口 586,132 人 (令和元年 10 月 1 日現在)

表 1 対象地域の内訳

市名	大和市	海老名市	座間市	綾瀬市
面積(k m ²)	27.09	26.59	17.57	22.14
人口(人)	237,446	133,706	130,608	84,372

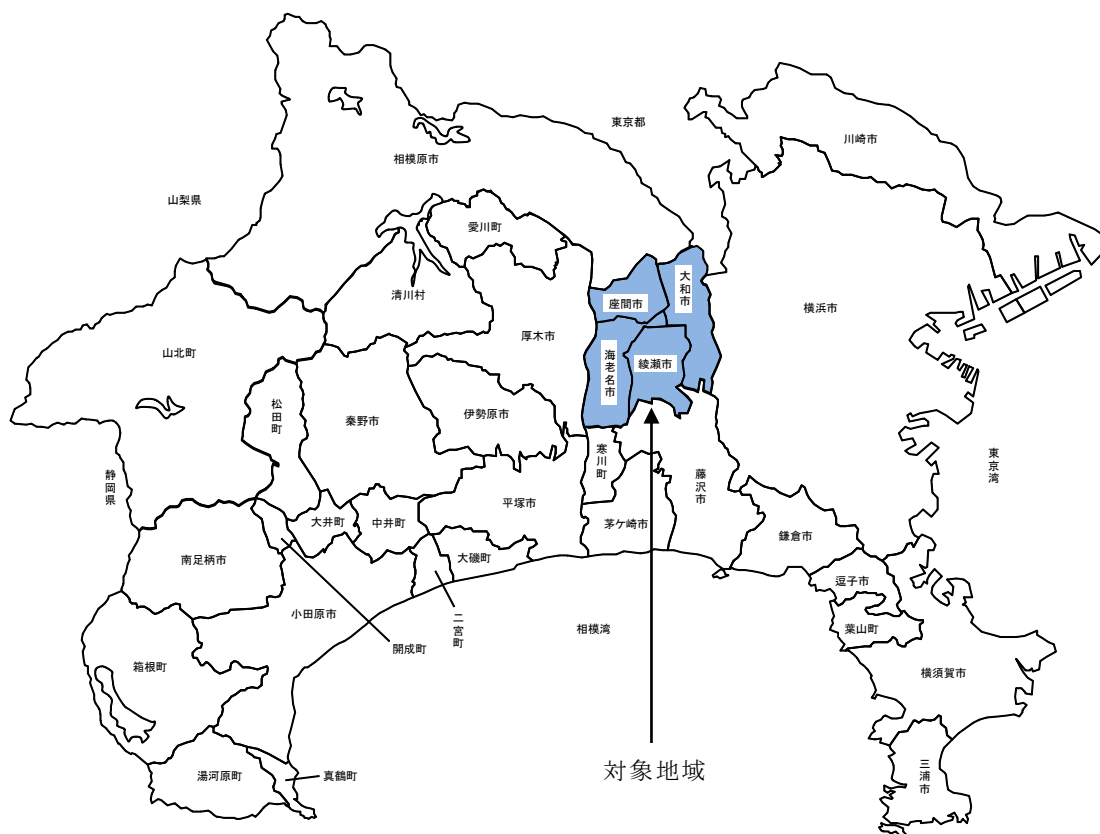


図 1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とするが、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市（以下「本地域」という。）は、神奈川県ほぼ中央に位置し、温和な気候と豊かな自然に囲まれ、古来より農業が盛んであったが、首都近郊という地理的条件から、戦後の高度経済成長期以降、東京や横浜のベッドタウンとして人口が急増し、都市化が進展した。

ごみの総排出量は、平成12年度をピークにその後減少傾向を示しているが、生活系ごみや事業系ごみのさらなる減量化に取り組む必要がある。

生活系ごみについては、容器包装プラスチックの分別収集及び廃食用油の資源化を実施しているほか、大和市、海老名市では戸別収集有料化、海老名市、綾瀬市では剪定枝、容器包装以外のプラスチック及び木製家具の資源化、座間市については剪定枝及び容器包装以外のプラスチックの一部資源化を行っており、平成30年度の人口1人当たりごみ量の原単位は神奈川県で一番少ない状況である。

さらなるごみの排出抑制を図るため、今後も有効的な施策の検討や市民の意識向上等を図り、分別排出の徹底等によるごみの減量化を推進する。

現在、本地域では大和市と、海老名市、座間市及び綾瀬市（以下「高座地域」という。）を構成市とする高座清掃施設組合の独立した2か所の焼却施設を「1ブロック2システム」ととらえ、災害時やそれぞれのシステムのバックアップとして、相互にごみの受け入れを行うことで、施設運転の効率化を図っている。

このような中、高座地域では平成31年3月新たなじん芥処理施設となる「高座クリーンセンター」が竣工。施設規模は高効率ごみ発電施設122.5t/日×2炉、マテリアルリサイクル施設14t/5hであり、これまで以上の発電効率や資源物の回収など循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル処理システムの構築をさらに推し進める施設運営を目指す。

粗大ごみ処理施設においては資源物の回収を促進することにより、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル処理システムの構築を図る。

生活排水処理については、近年の公共下水道の整備・普及を踏まえながら、未整備区域においては、効率的な合併処理浄化槽の普及促進に努める。

なお、今後、発生量が減少することが見込まれるし尿及び浄化槽汚泥については、し尿処理と下水道との一元的な処理体系により処理の合理化と効率化を図る。

大和市では引き続き下水道終末処理施設を活用したし尿処理を継続し、高座地域では下水道システムを活用したし尿処理施設にて処理を継続する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本地域では、これまで独立していた大和市と高座清掃施設組合の2箇所の焼却処理施設を、「1ブロック2システム」ととらえ、災害時やそれぞれのシステムのバックアップとして、相互にごみの受入れを行うことで、施設運転の効率化を図っている。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本地域では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に則り、プラスチック製容器包装の分別回収及び指定法人による再商品化を行っている。

容器包装以外のプラスチックについては、海老名市及び綾瀬市では製品プラスチック全般について分別回収し、RPF化等の資源化を行っている。座間市では不燃ごみとして収集した一部のプラスチック製品について後に選別し、資源化を行っている。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則ったプラスチック資源の分別収集及び再商品化については、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

また、市民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、啓発・情報提供を行う。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

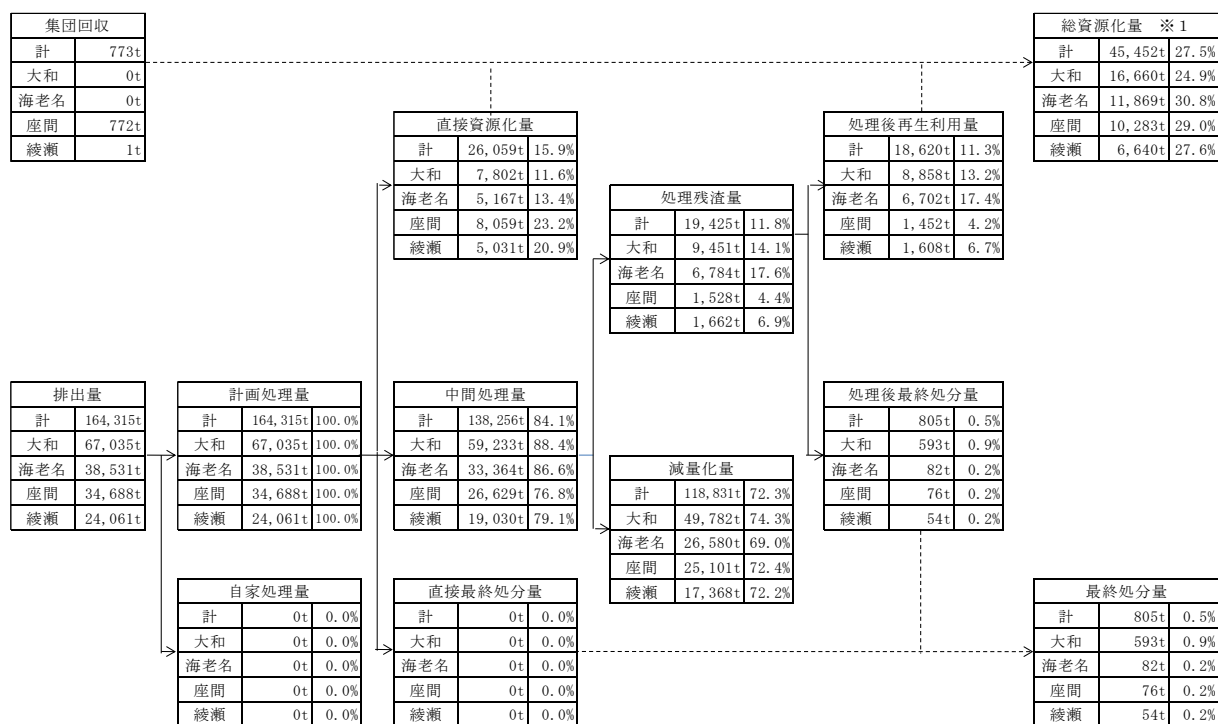
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 30 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、165,088 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 45,452 トンで、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団資源回収量））は 27.5% である。

中間処理による減量化量は 118,831 トンであり、集団回収を除いた排出量の 72.3% が減量されている。また、集団回収量を除いた排出量の 0.5% にあたる 805 トンが埋め立てられている。

中間処理量のうち、焼却量は 129,303 トンであり、焼却による余熱を発電や給湯等に利用している。



※1：総資源化量の％は、リサイクル率（＝総資源化量／（排出量＋集団回収量））である。

図 2 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

ア 大和・高座地域

平成30年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥量の排出量は図3に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 582,853人であり、汚水衛生処理人口は 566,105人、汚水衛生処理率は97.1%である。

し尿発生量は 2,406kL/年、浄化槽汚泥発生量は 11,998kL/年であり、処理・処分量は 14,404kL/年である。

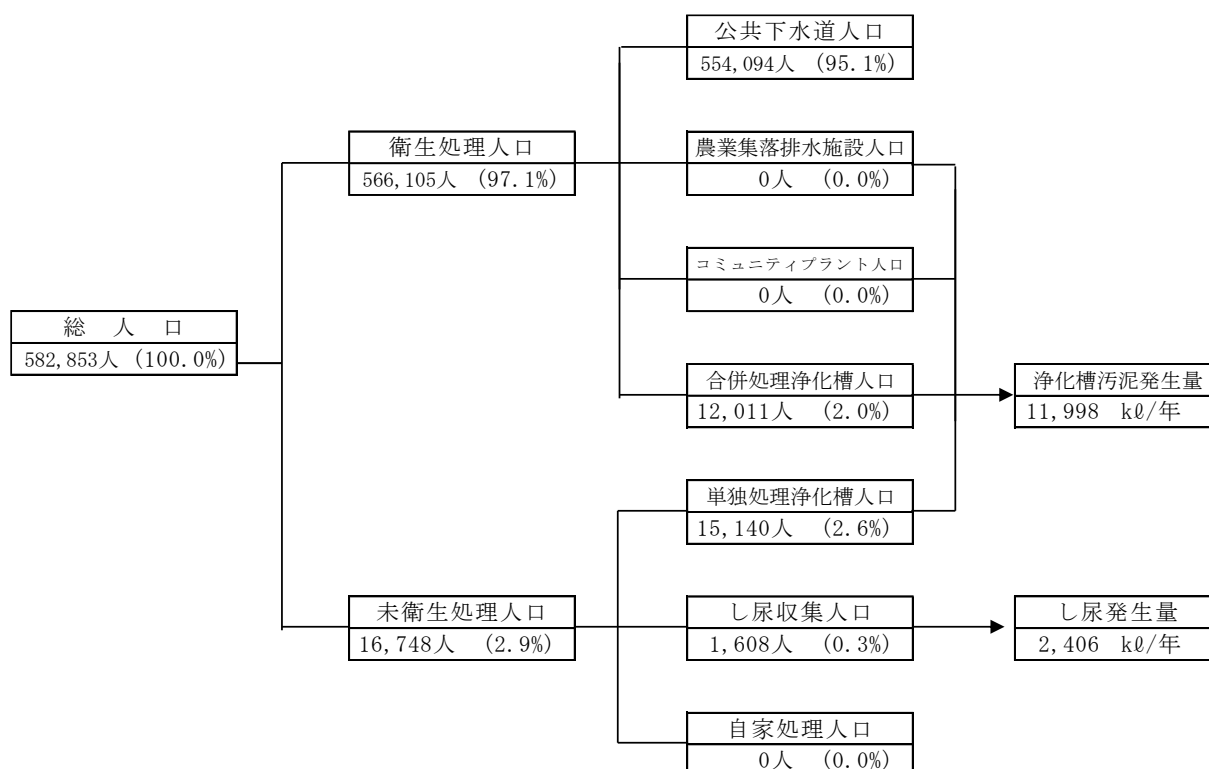


図3 生活排水の処理状況フロー（大和・高座地域）

イ 大和市

平成30年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥量の排出量は図4に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 235,846人であり、汚水衛生処理人口は 228,522人、汚水衛生処理率は96.9%である。

し尿発生量は 793kL/年、浄化槽汚泥発生量は 2,364kL/年であり、処理・処分量は 3,157kL/年である。

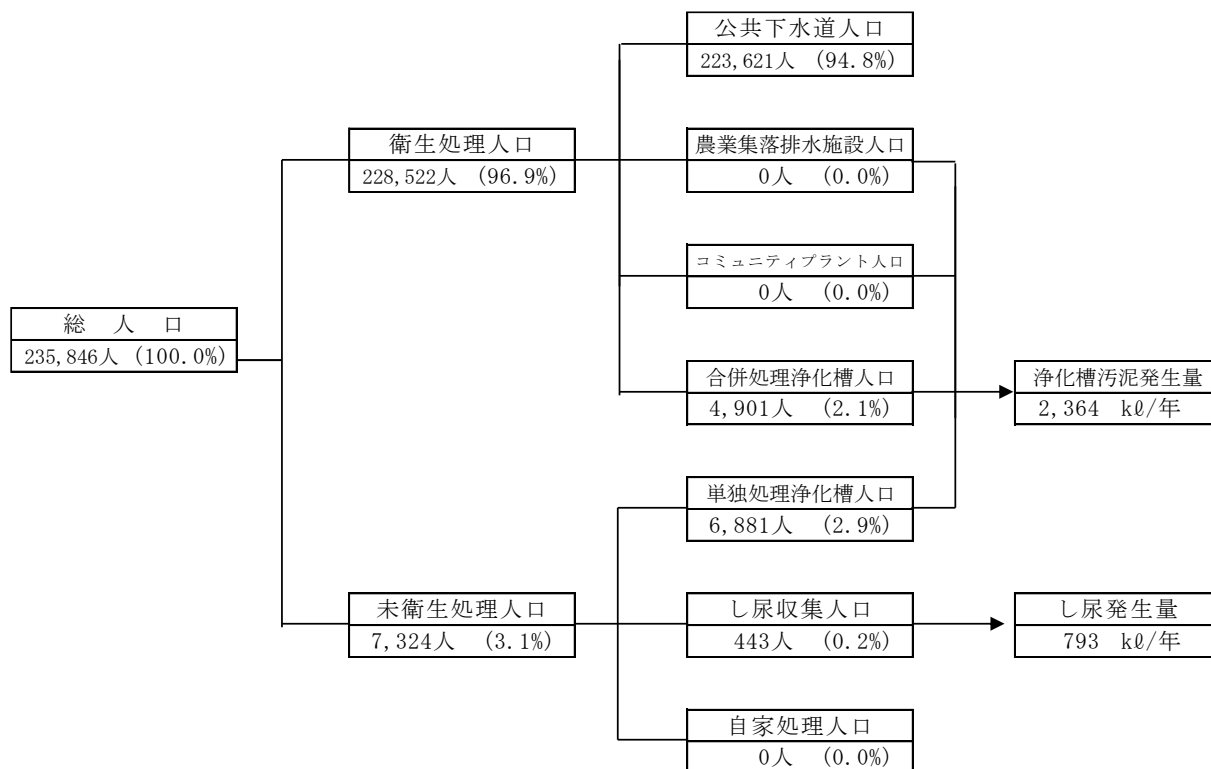


図4 生活排水の処理状況フロー（大和市）

ウ 海老名市

平成30年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥量の排出量は図5に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 133,353人であり、汚水衛生処理人口は 131,999人、汚水衛生処理率は99.0%である。

し尿発生量は 560kL/年、浄化槽汚泥発生量は 3,195kL/年であり、処理・処分量は 3,755kL/年である。

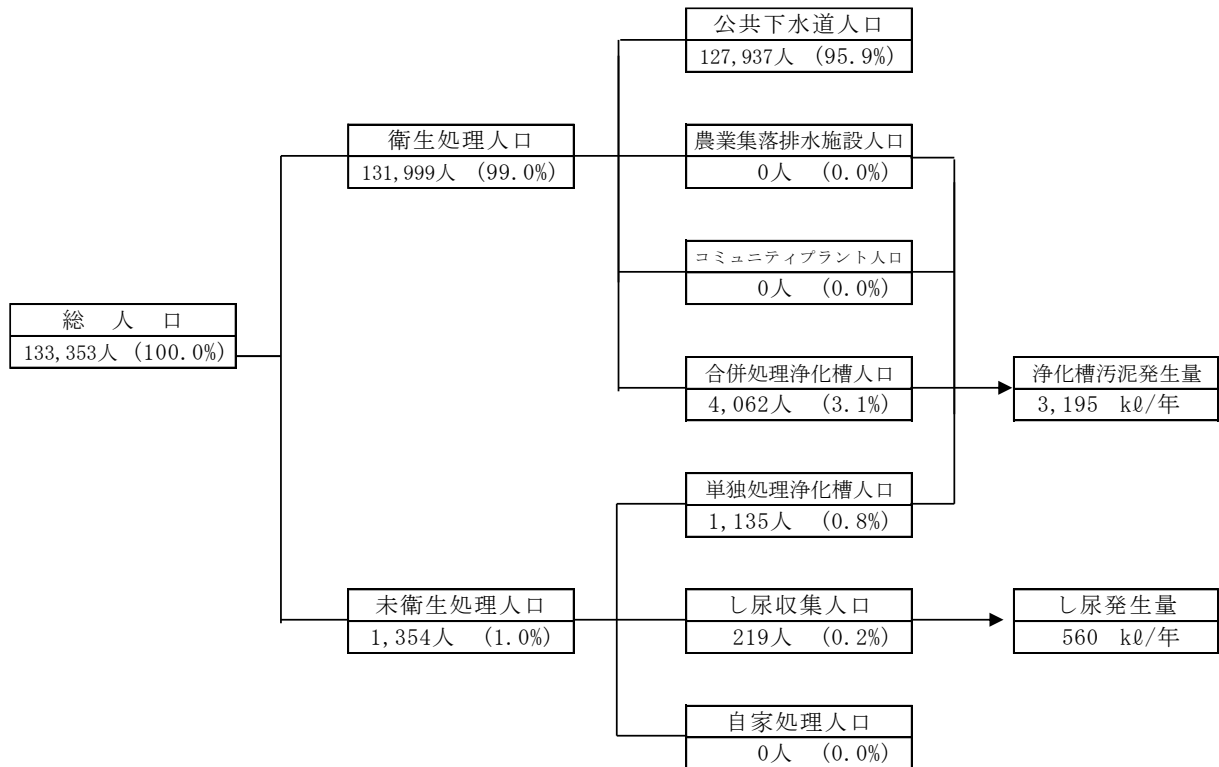


図5 生活排水の処理状況フロー（海老名市）

エ 座間市

平成30年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥量の排出量は図6に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 129,425人であり、汚水衛生処理人口は 124,025人、汚水衛生処理率は95.8%である。

し尿発生量は 428kL/年、浄化槽汚泥発生量は 3,358kL/年であり、処理・処分量は 3,786kL/年である。

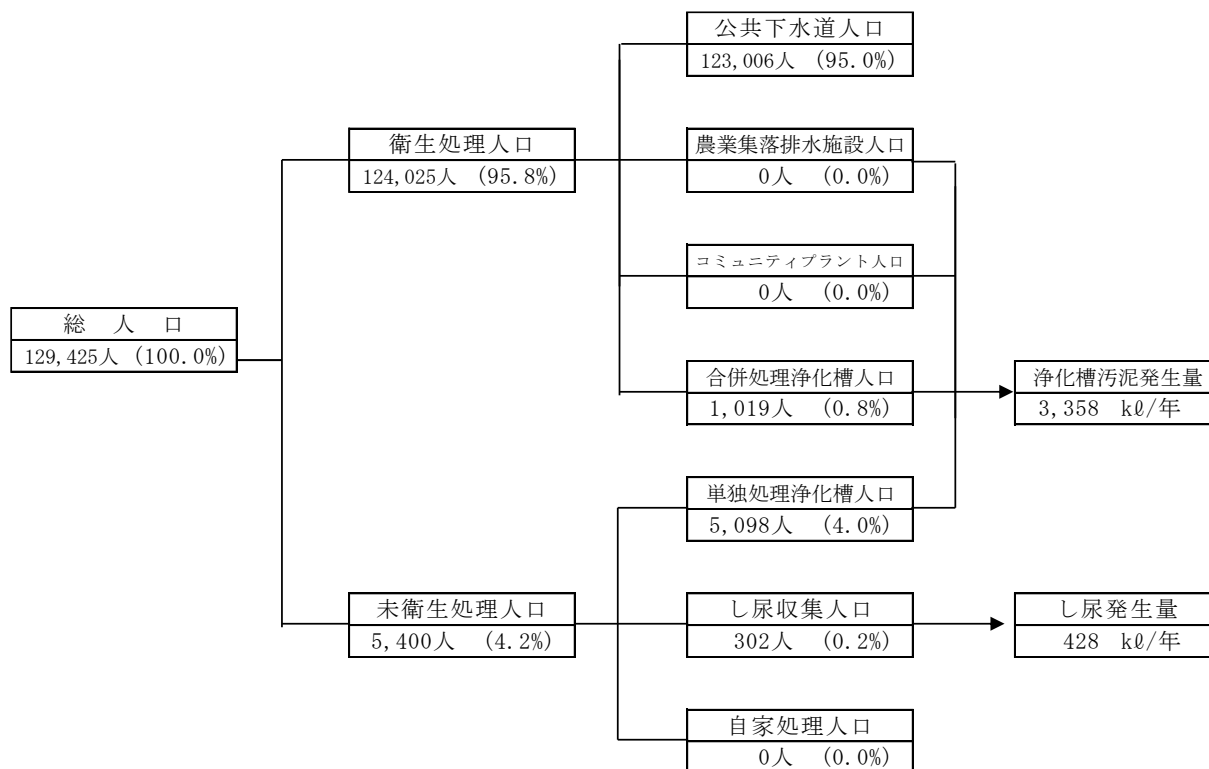


図6 生活排水の処理状況フロー（座間市）

オ 綾瀬市

平成30年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥量の排出量は図7に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 84,229人であり、汚水衛生処理人口は 81,559人、汚水衛生処理率は96.8%である。

し尿発生量は 625kL/年、浄化槽汚泥発生量は 3,081kL/年であり、処理・処分量は 3,706kL/年である。

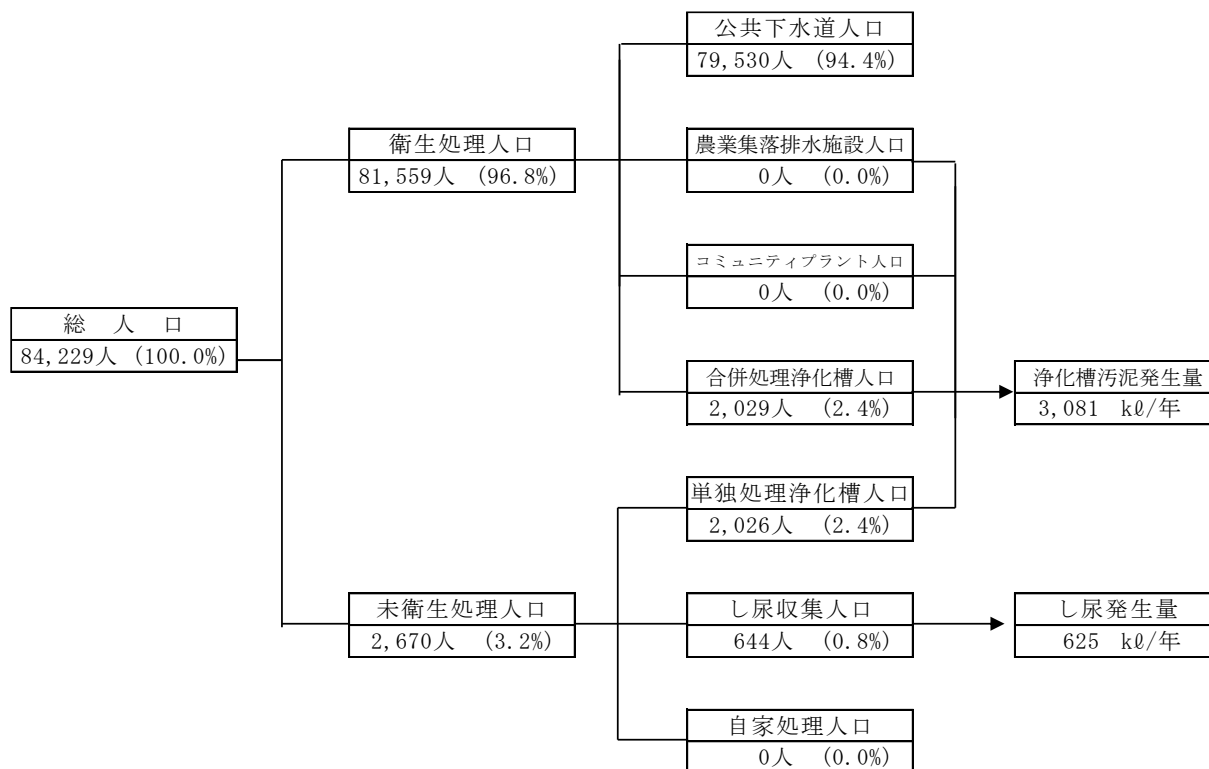


図7 生活排水の処理状況フロー（綾瀬市）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。また、令和8年度における目標達成時の一般廃棄物等の処理フローは、図8のとおりである。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※1) (平成30年度)	目標 (割合※1) (令和8年度)
排 出 量	事業系 総排出量	36,340 トン	26,562 トン (-26.9%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.02 トン/事業所	1.47 トン/事業所 (-26.9%)
	生活系 総排出量	127,975 トン	124,228 トン (-2.9%)
	1人当たりの排出量※3	159 Kg/人	143 Kg/人 (-10.1%)
合 計	事業系生活系排出量合計	164,315 トン	150,790 トン (-8.2%)
再生利用量	直接資源化量	26,059 トン (15.9%)	30,573 トン (20.3%)
	総資源化量	45,452 トン (27.5%)	54,127 トン (35.7%)
エネルギー回収量	エネルギー (年間の発電電力量)	32,650 MWh	42,098 MWh
	回収量 (年間の熱利用量)	578,883 GJ	683,805 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	805 トン (0.5%)	0 トン (0.0%)

注) 計画収集人口：神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」。ただし、R8は「一般廃棄物処理基本計画」の推計値。なお、大和市は「大和市総合計画後期基本計画」での推計値。

H30：582,141人（大和市：235,846人、海老名市：132,641人、座間市：129,425人、綾瀬市：84,229人）

R8：575,626人（大和市：234,537人、海老名市：136,266人、座間市：123,659人、綾瀬市：81,164人）

事業所数：「経済センサス活動調査」 H30、R8：H28年度実績と同数とした。

H30、R8：18,270（大和市：7,479、海老名市：4,398、座間市：3,483、綾瀬市：2,910）

※1 ・排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

・総資源化量は排出量と集団回収量の和に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

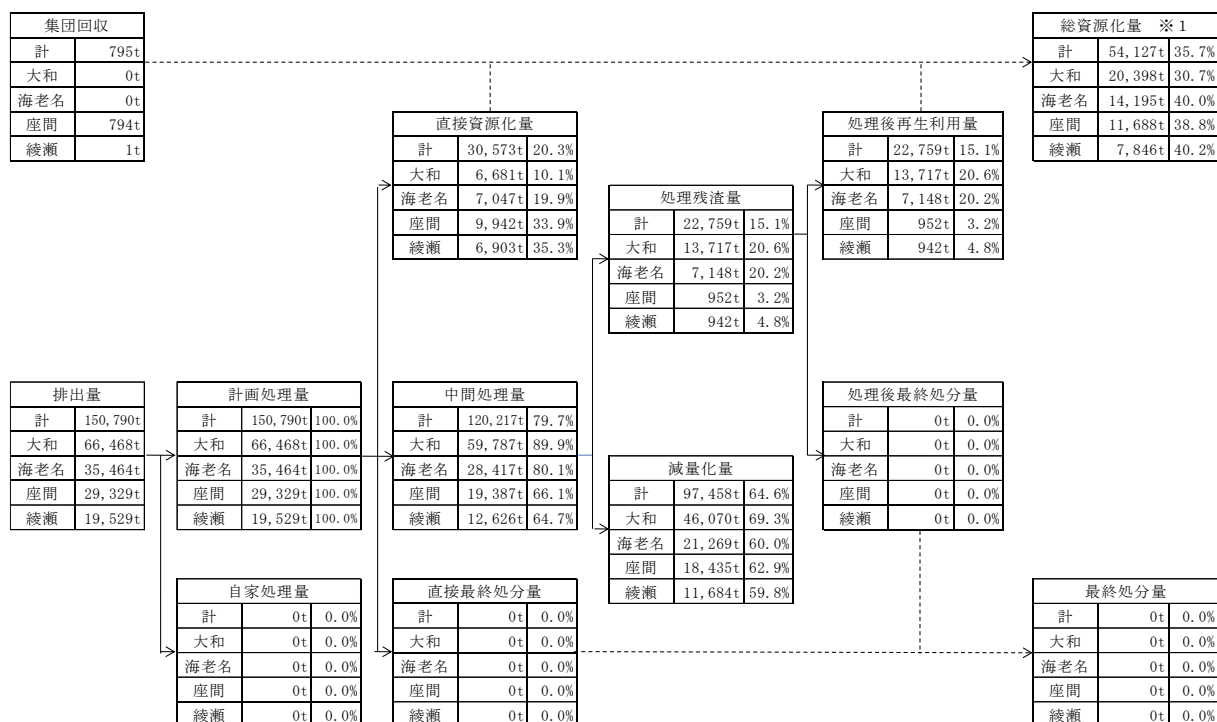
エネルギー回収量：(年間の発電電力量) 処理施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

(年間の熱利用量) 年間の熱利用量[単位：GJ]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最 終 処 分 量：埋立処分された量[単位：トン]

OR08年度



※1：総資源化量の％は、リサイクル率（＝総資源化量／（排出量＋集団回収量））である

図8 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和8年度）

(4) 生活排水処理の目標

ア 大和・高座地域

生活排水処理の目標は、表3に掲げるとおり汚水衛生処理率の向上を目指し、下水道、合併処理浄化槽及びし尿処理施設の効果的な整備等を進めていくものとする。

表3 生活排水処理に関する現状と目標（大和・高座地域）

	平成30年度実績	令和8年度目標
処理形態別人口合計	582,853人	579,625人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	566,105人 (97.1%)	572,370人 (98.7%)
(1) コミュニティプラント人口	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
(2) 合併処理浄化槽人口	12,011人 (2.0%)	5,858人 (1.0%)
(3) 下水道人口	554,094人 (95.1%)	566,512人 (97.7%)
(4) 集落排水施設人口	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	15,140人 (2.6%)	6,082人 (1.1%)
3. 非水洗化人口	1,608人 (0.3%)	1,173人 (0.2%)
(1) し尿収集人口	1,608人 (0.3%)	1,173人 (0.2%)
(2) 自家処理人口	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
し尿・汚泥量の合計	14,404 kℓ/年	5,197 kℓ/年
し尿収集量	2,406 kℓ/年	1,888 kℓ/年
浄化槽汚泥収集量	11,998 kℓ/年	3,309 kℓ/年

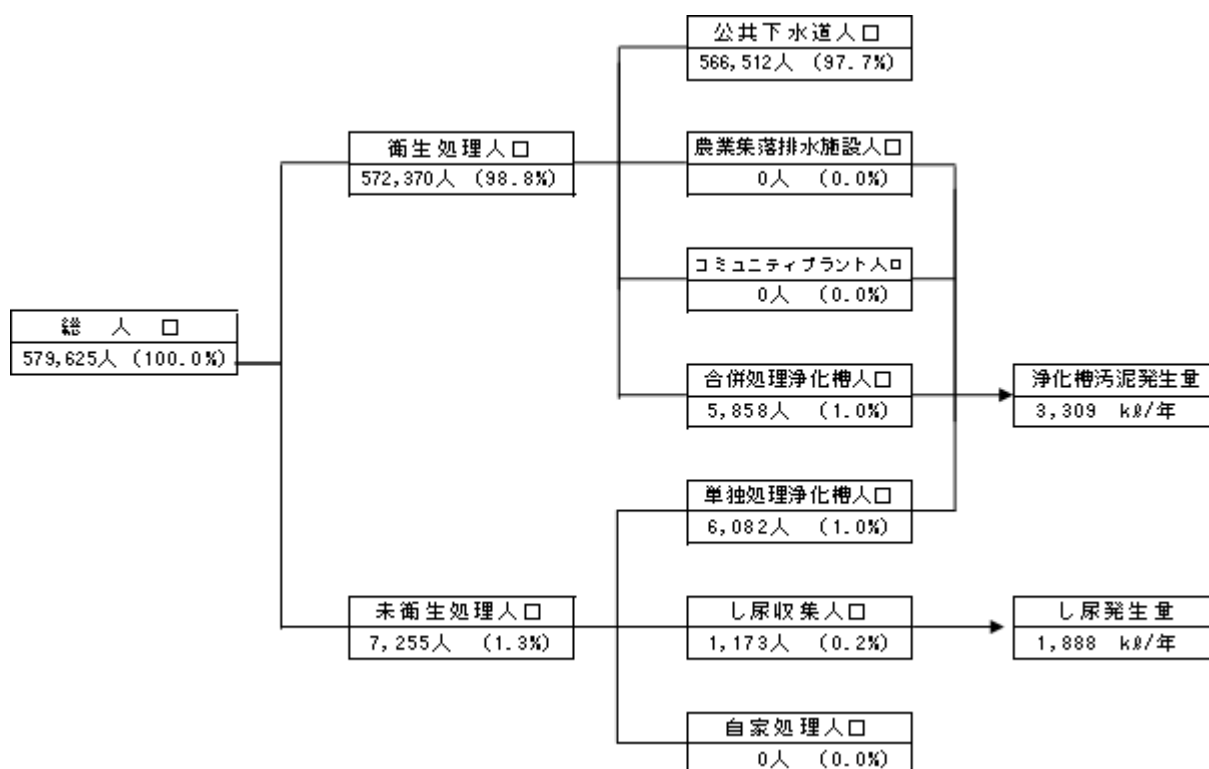


図9 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー（大和・高座地域）

イ 大和市

生活排水処理の目標は、表4に掲げるとおりである。

表4 生活排水処理に関する現状と目標（大和市）

	平成30年度実績（割合）	令和8年度目標（割合）
処理形態別人口合計	235,846人	234,537人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	228,522人（96.9%）	232,843人（99.3%）
(1) コミュニティプラント人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
(2) 合併処理浄化槽人口	4,901人（2.1%）	5,115人（2.2%）
(3) 下水道人口	223,621人（94.8%）	227,728人（97.1%）
(4) 集落排水施設人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	6,881人（2.9%）	1,210人（0.5%）
3. 非水洗化人口	443人（0.2%）	484人（0.2%）
(1) し尿収集人口	443人（0.2%）	484人（0.2%）
(2) 自家処理人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
し尿・汚泥量の合計	3,157 kℓ/年	3,372 kℓ/年
し尿収集量	793 kℓ/年	972 kℓ/年
浄化槽汚泥収集量	2,364 kℓ/年	2,400 kℓ/年

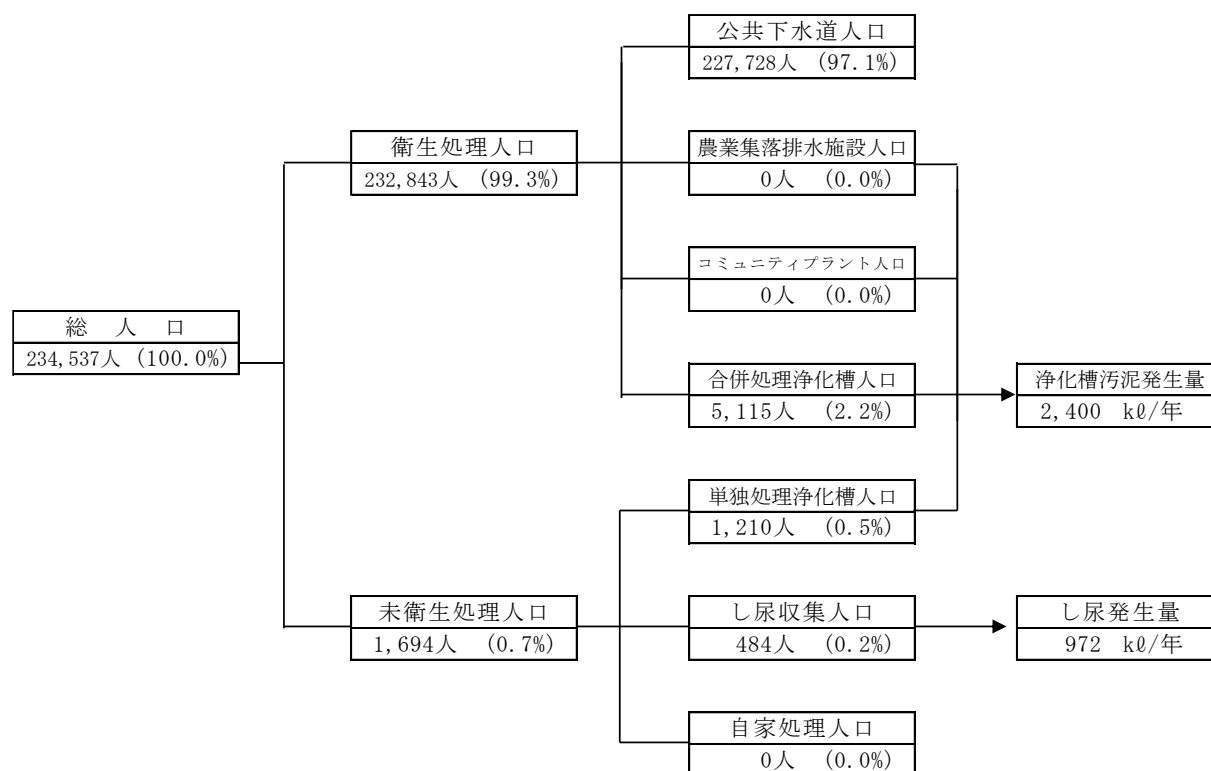


図10 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー（大和市）

ウ 海老名市

生活排水処理の目標は、表5に掲げるとおりである。

表5 生活排水処理に関する現状と目標（海老名市）

	平成30年度実績（割合）	令和8年度目標（割合）
処理形態別人口合計	133,353人	136,266人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	131,999人（99.0%）	136,266人（100.0%）
(1) コミュニティプラント人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
(2) 合併処理浄化槽人口	4,062人（3.1%）	168人（0.1%）
(3) 下水道人口	127,937人（95.9%）	136,098人（99.9%）
(4) 集落排水施設人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	1,135人（0.8%）	0人（0.0%）
3. 非水洗化人口	219人（0.2%）	0人（0.0%）
(1) し尿収集人口	219人（0.2%）	0人（0.0%）
(2) 自家処理人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
し尿・汚泥量の合計	3,755 kℓ/年	64 kℓ/年
し尿収集量	560 kℓ/年	0 kℓ/年
浄化槽汚泥収集量	3,195 kℓ/年	64 kℓ/年

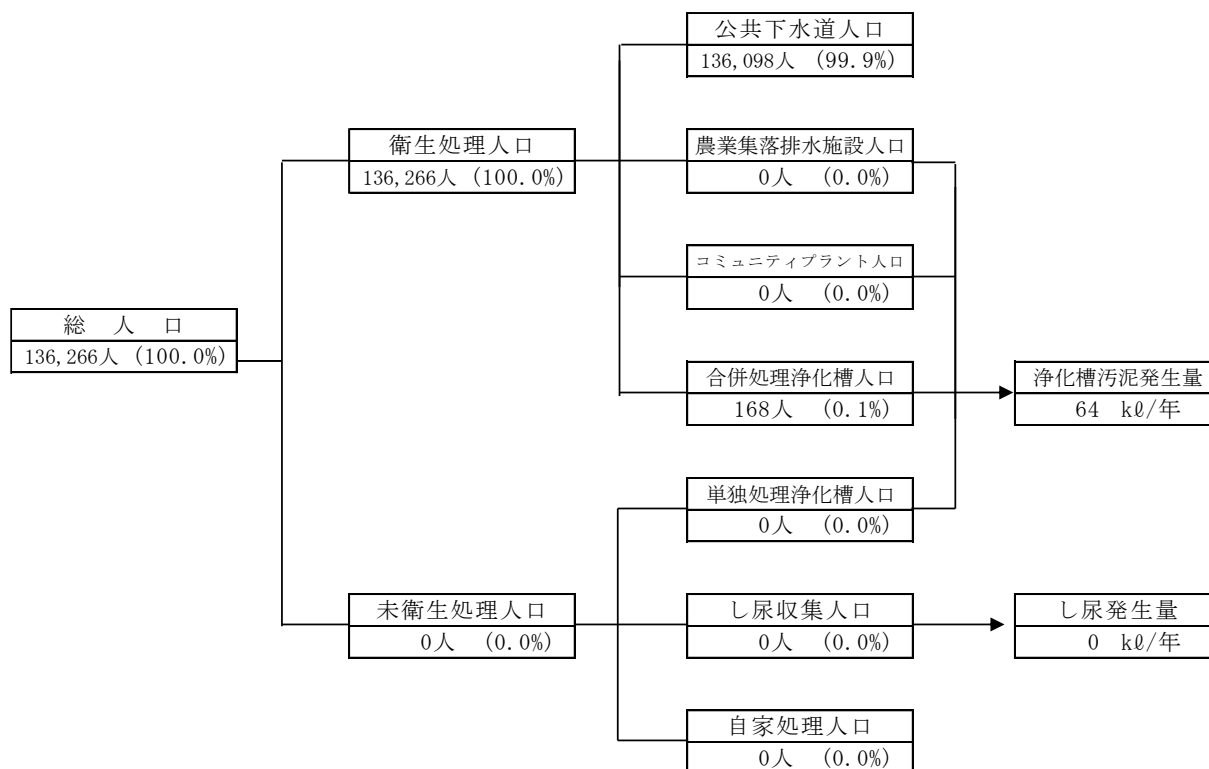


図11 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー（海老名市）

エ 座間市

生活排水処理の目標は、表6に掲げるとおりである。

表6 生活排水処理に関する現状と目標（座間市）

	平成30年度実績（割合）	令和8年度目標（割合）
処理形態別人口合計	129,425人	127,658人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	124,025人（95.8%）	122,456人（95.9%）
(1) コミュニティプラント人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
(2) 合併処理浄化槽人口	1,019人（0.8%）	528人（0.4%）
(3) 下水道人口	123,006人（95.0%）	121,928人（95.5%）
(4) 集落排水施設人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	5,098人（4.0%）	4,835人（3.8%）
3. 非水洗化人口	302人（0.2%）	367人（0.3%）
(1) し尿収集人口	302人（0.2%）	367人（0.3%）
(2) 自家処理人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
し尿・汚泥量の合計	3,786 kℓ/年	1,335 kℓ/年
し尿収集量	428 kℓ/年	568 kℓ/年
浄化槽汚泥収集量	3,358 kℓ/年	767 kℓ/年

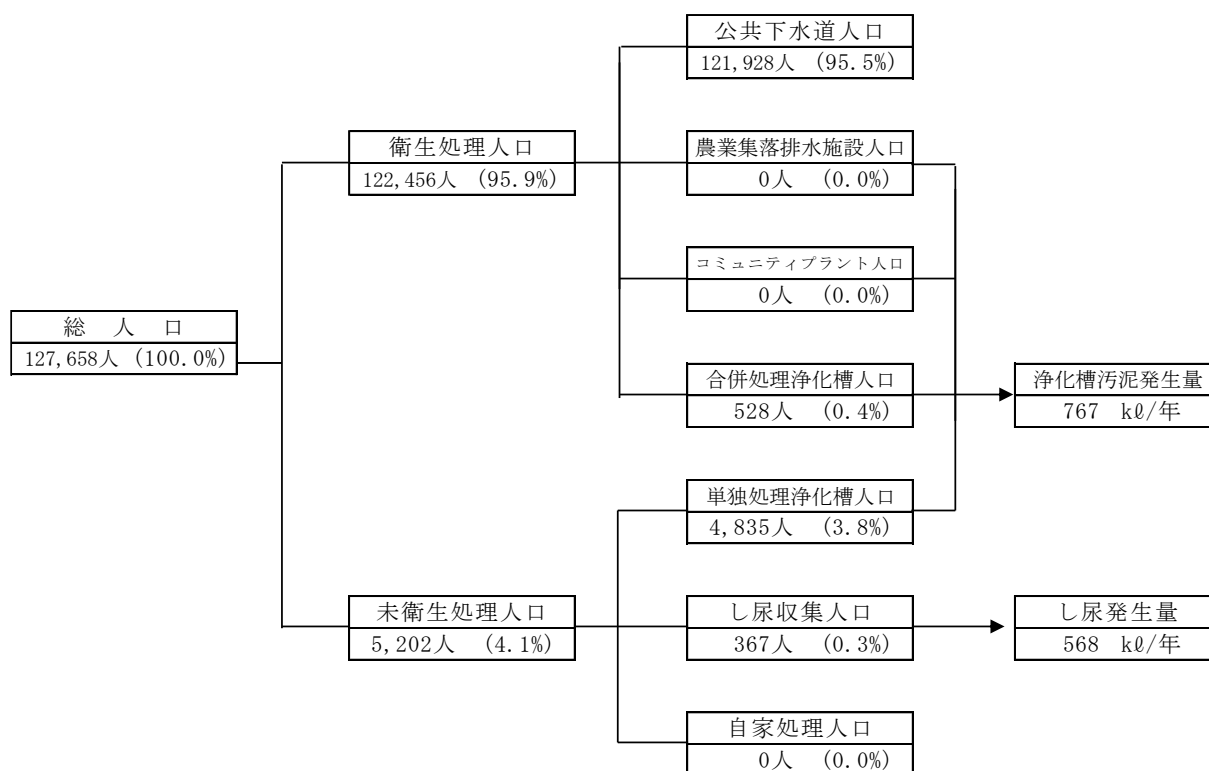


図12 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー（座間市）

オ 綾瀬市

生活排水処理の目標は、表7に掲げるとおりである。

表7 生活排水処理に関する現状と目標（綾瀬市）

	平成30年度実績（割合）	令和8年度目標（割合）
処理形態別人口合計	84,229人	81,164人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	81,559人（96.8%）	80,805人（99.6%）
(1) コミュニティプラント人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
(2) 合併処理浄化槽人口	2,029人（2.4%）	47人（0.1%）
(3) 下水道人口	79,530人（94.4%）	80,758人（99.5%）
(4) 集落排水施設人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	2,026人（2.4%）	37人（0.0%）
3. 非水洗化人口	644人（0.8%）	322人（0.4%）
(1) し尿収集人口	644人（0.8%）	322人（0.4%）
(2) 自家処理人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
し尿・汚泥量の合計	3,706 kℓ/年	426 kℓ/年
し尿収集量	625 kℓ/年	348 kℓ/年
浄化槽汚泥収集量	3,081 kℓ/年	78 kℓ/年

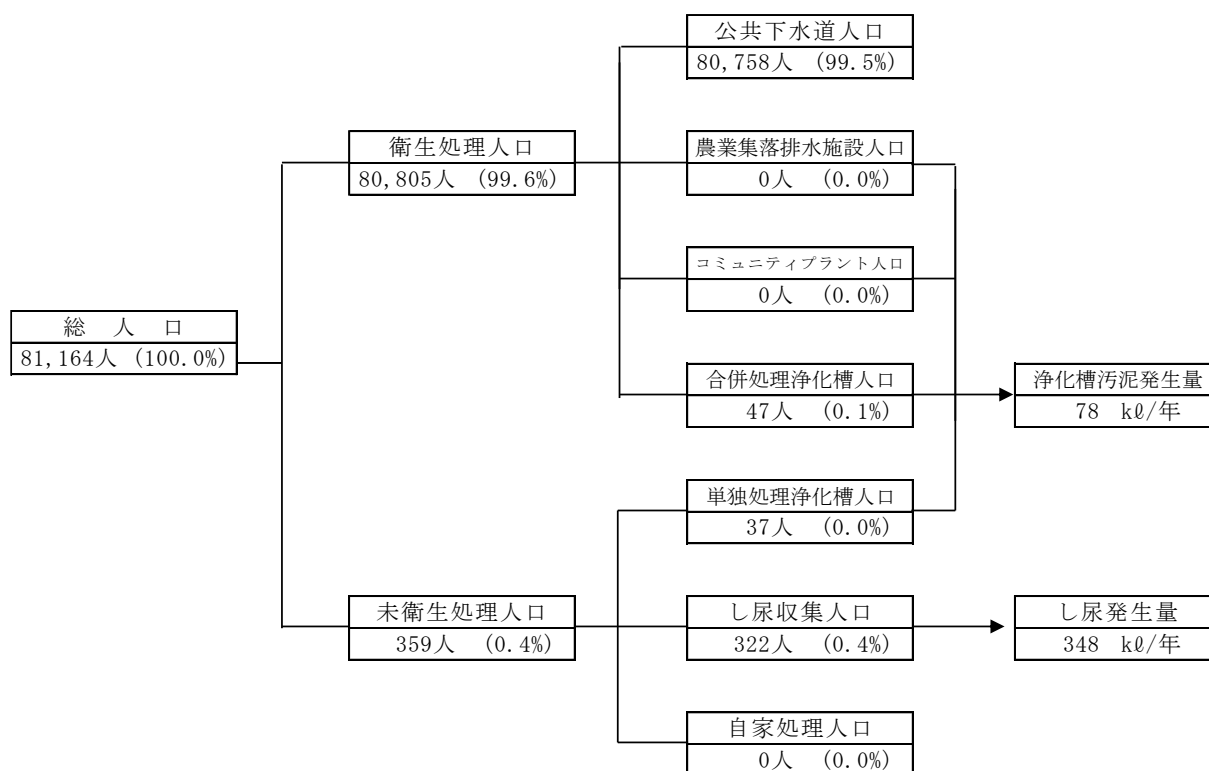


図13 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー（綾瀬市）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア ごみの有料化

(ア) 生活系ごみ

大和市では、ごみの減量化・資源化等を目的に、平成18年7月から家庭系有料指定ごみ袋制度を導入しており、今後も有料化を継続する。また、生活系の一般廃棄物の処理に関する手数料の額について、適正な額であるかどうかを定期的に検証していく。

海老名市では、ごみの減量化等を目的に、令和元年9月30日から家庭系ごみ一部有料化及び戸別収集を導入しており、今後も継続していく。

座間市、綾瀬市では、生活系ごみ有料化及び戸別収集に関する情報収集及び分析等を行い、今後も導入に向けての研究・検討を行っていく。

(イ) 事業系ごみ

大和市では、少量のごみを排出する事業者に対しては、市指定の事業系有料指定ごみ袋制度を導入しており、戸別収集の対象とすることができるようにしているほか、一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業者自らが大和市環境管理センターへ一般廃棄物を搬入する際、処理にかかる費用と同程度の手数料を徴収しており、今後も継続する。

また、事業系一般廃棄物の処理に関する手数料の額について、適正な額であるかどうかを定期的に検証する。

高座地域では、組合に搬入される事業系一般廃棄物については、処理する際にかかる費用と同程度の手数料を徴収しており、今後も継続する。

また、周辺自治体との調整も考慮に入れながら、事業所から発生したごみは事業者の責任において処理をするという法の趣旨に合致した処理料金の検討を引き続き行っていく。

イ 環境教育、普及啓発の推進

本地域では、施設見学に訪れる小学生に対し、ごみの減量化、資源化等の重要性についての説明を行っているほか、小・中学校の環境学習教材として活用する副読本を作成しており、今後も継続する。

また、ごみやリサイクルに関心を持っている市民の要望に応え、出前講座等を実施しているほか、研修会や講演会等を開催しており、市民の意識のさらなる向上を図るため今後も継続する。

さらに、広報誌、ホームページを活用して、3Rやごみ処理に関する情報提供、ごみやリサイクルに関する情報提供、過剰包装の辞退、マイバッグ持参運動、詰換え製品の利用等の消費行動に対する啓発などを継続し、さらなるごみの減量化、資源化への協力について啓発普及に努める。

大和市では、希望者を対象に「やまとみどりの学校プログラム(※)」を活用し、小・中学生の自発的な学習の支援など、学校教育と連携を図った環境教育を行っており、今後も継続する。

※環境学習を始めようとする子どもたちが、学校を通じてグループごとに資源とごみ、エネルギー、自然など、地球や環境に関する活動テーマと、調査してみたい課題を事務局へ提出する。事務局は、必要に応じて、様々な支援を行う制度。

ウ 支援助成

本地域では、家庭での生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費用に対し助成(補助)を行っており、今後も継続する。なお、大和市、海老名市、綾瀬市では事業者に対しても助成を行う。

座間市、綾瀬市では、集団回収を実施した団体に対し、回収量に応じて助成を行っており、今後も継続する。

エ レジ袋対策

プラスチックの過剰な使用の抑制を進めていくため、令和2年7月1日から全国で一律にプラスチック製買物袋の有料化が開始されたが、本地域では、ごみの発生抑制を推進するため、市民、事業者と協働して、簡易包装、マイバッグ持参運動、レジ袋削減等に関しての、ポスターの配布・掲示や広報紙等でのPRに取り組んでおり、今後も継続する。

オ 事業系ごみの発生抑制

本地域では、多量排出事業者に対して、廃棄物の処理に関する実績並びに廃棄物の減量化及び資源化に関する計画書の提出を依頼し、計画的にごみの減量化が図られるよう指導を行っており、今後も継続する。

カ 廃食用油の資源化

海老名市、座間市及び綾瀬市では、廃食用油の分別収集を行い、インク原料や家畜用飼料としてリサイクルしており、今後も継続する。

大和市では、廃食用油を拠点回収し、資源化業者へ引き渡し、飼料などとして再生利用を行っている。

キ 剪定枝の資源化

高座地域では、各市で実施している剪定枝のリサイクル化（海老名市と座間市は資源化業者引き渡し、綾瀬市は独自にチップ化及び資源化業者へ引き渡し）に加え、新たに「高座クリーンセンター」に整備する（仮称）剪定枝リサイクルセンターにより、リサイクル利用の多様化を図る。

ク 生活排水対策

河川等公共用水域の浄化対策及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、広報、啓発活動を積極的に行っていく。

（ア）家庭における浄化対策の促進

市民に対して、生活排水対策の必要性についての啓発を行っていくとともに、広報等により家庭で誰もができる「家庭での浄化対策」を推進していく。

（イ）浄化槽の適正な維持・管理等に関する啓発

市民に対して、浄化槽に関する正しい知識や、適正な維持管理の必要性を広報等により啓発していく。また、浄化槽維持管理業者に対しては、適正な保守点検を行うよう啓発していく。

（ウ）合併処理浄化槽の普及促進

生活雑排水未処理世帯及び公共下水道への接続が困難な世帯を対象に、合併処理浄化槽の普及を促進するため、広報、啓発活動を行っていく。

（２）処理体制

分別区分及び処理方法は、表 8 のとおりである。

本地域は、大和市と高座清掃施設組合の独立した 2 か所の焼却施設を、「1 ブロック 2 システム」ととらえ、災害時やそれぞれのシステムのバックアップとして、相互にごみの受入れを行うことで、施設運転の効率化を図っている。

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

（ア）大和市

大和市では、平成 18 年 7 月から、可燃ごみ、不燃ごみの戸別収集を開始している。収集した可燃ごみは、「大和市環境管理センターごみ焼却処理施設」において焼却処理している。処理後の焼却残さは、路盤材の原料として資源化しているが、緊急時等のリスク回避のため一部民間処分場で埋立処分している。なお、焼却時に発生する熱は回収し、蒸気を場内及び隣接するプールへ供給しているほか、発電を行い、場内及び隣接する温水プール・公園・野球場へ供給し、余剰電力は売電している。

紙、布、びん、缶・金物類、ペットボトル、白色トレイの資源物は、委託業者が回収し、必要に応じて資源選別所において再分別等を実施した後、リサイクル事業者等に引き渡し資源化している。また、その他プラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法で定められた指定法人により再商品化している。

不燃ごみ、粗大ごみは、収集後、「大和市環境管理センター粗大ごみ処理施設」において選別・破碎処理し、資源物（鉄・アルミ・カレット等）、処理困難物（乾電池等）、残さに選別している。選別した資源物は、リサイクル事業者等に持ち込み資源化し、処理困難物は専門業者に委託処理し、残さは「可燃ごみ」と同様に「大和市環境管理センターごみ焼却処理施設」において焼却処理している。

今後は、焼却残さの全量資源化を推進するとともに、設備の老朽化等を勘案し、適切な施設の整備を図っていく。

（イ）高座地域

高座地域では、可燃ごみは、「高座クリーンセンターじん芥処理施設」において焼却処理し、処理後の焼却残さの 100%を委託処理し路盤材等の資源化を行っており、今後は「高座クリーンセンター・（仮称）剪定枝リサイクルセンター」により、可燃ごみの減量化を推進する。

なお、焼却処理に伴って発生する熱を回収し、隣接するプールや老人福祉施設へ蒸気やお湯を供給するとともに、発電を行い、同施設に供給し余剰電力は売電している。

紙、布、びん、缶・金物類、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装等（海老名市と綾瀬市では容器包装以外のプラスチック）の資源物は、収集後、各市の資源化施設等に搬入し、選別・保管等を行っている。選別した資源物は、リサイクル事業者等に持ち込み、資源化している。また、資源化に適さないものについては、「高座クリーンセンターマテリアルリサイクル施設」に持ち込み、破碎処理している。

不燃ごみについて、海老名市・座間市では収集後、市の資源化施設に搬入し、混入した資源物などを選別した後、「高座クリーンセンターマテリアルリサイクル施設」に持ち込み破碎処理している。また、綾瀬市では収集後、直接「高座クリーンセンターマテリアルリサイクル施設」に持ち込み破碎処理している。なお、高座クリーンセンターマテリアルリサイクル施設においては、破碎処理した後、破碎可燃物、資源物（磁選物、アルミ）、破碎残渣に選別し、破碎可燃物及び破碎残渣は「高座クリーンセンターじん芥処理施設」において焼却処理し、資源物はリサイクル事業者等に持ち込み資源化している。

粗大ごみは、収集後、再生使用が不可能と判断されたものについては、「高座クリーンセンターマテリアルリサイクル施設」において破砕処理している。

今後は、現在の処理体制を継続しつつ、焼却残さの広域的な資源化（スラグ化、人工砂化）を実施し、直接最終処分量ゼロを継続していく。また、更新したじん芥処理施設やマテリアルリサイクル施設の効率的な運用により、エネルギー回収、資源回収を推進していく。

（ウ）大和・高座地域

本地域では、大和市と高座清掃施設組合のそれぞれに処理施設をもつ現在の処理体制を継続していくものとする。なお、施設運転の効率化を図るため、ごみの相互受け入れを行うなどの処理体制の構築を図っていく。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみは、各市の許可業者により収集・運搬（大和市では自己搬入も認めている）され、大和市においては「大和市環境管理センターごみ焼却処理施設・粗大ごみ処理施設」で、高座地域においては「高座クリーンセンターじん芥処理施設」で処理している。

なお、高座地域では事業系の「不燃ごみ」については処理を行っておらず、各事業者が民間委託により処理することとしている。

また、大和市では、家庭から排出される不燃ごみと同様のものに限定して事業系の不燃ごみを受け入れている。

今後も、現在の処理体制を継続していく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する廃棄物

本地域では、産業廃棄物の処理を行っていない。

また、将来においても産業廃棄物処理を行わない。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、引き続き、市街化区域での公共下水道の整備、下水道の整備が当分見込まれない地域での合併処理浄化槽の普及を進めていく。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、現在、大和市が公共下水道終末処理施設で処理し、高座地域が高座クリーンセンター水処理施設で処理を行っている。

今後、大和市においては現状と同様に公共下水道終末処理施設で処理し、高座地域においては、現状と同様に高座クリーンセンター水処理施設で処理する。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 大和市と高座清掃施設組合の2つの焼却処理施設は、それぞれの地域から搬入されたごみを処理しているが、これら2つの焼却施設を「1ブロック2システム」ととらえ、災害時やそれぞれのシステムのバックアップとして、相互にごみの受入れを行うことで、施設運転の効率化を図っている。
- ◇ 高座清掃施設組合の新施設は熱回収施設で、高効率ごみ発電施設となり、ごみの燃焼に伴い生じるエネルギーのより一層の有効利用を図る。
- ◇ 焼却残さの広域的な資源化（スラグ化、人工砂化など）の実施を進め、最終処分量の削減を目指していく。
- ◇ 高座地域の処理目標の達成を目指し、剪定枝の広域的な処理（資源化）を図るための新たな施設を整備する。

表9 生活系ごみの分別の種類 (平成30年4月1日現在)

分別区分	大和市	鎌倉市	海老名市	座間市	綾瀬市
燃やせるごみ	生ごみ、草製品、汚れたままの紙、布、衣類、剪定枝、枯葉、雑草、使用済み紙おむつなど	生ごみ、汚れが取れない布、衣類、ぬいぐるみ、座布団、まくら、綿入りの衣類、衛生用品など	燃やせるごみ・生ごみ	燃やせるごみ	燃やせるごみ
	燃やせないごみ	ガラス、陶器類、小さな金属類、小型電気製品、使い捨てライター、乾電池、蛍光灯、水銀体温計、電球など	ガラス類、陶磁器類、鏡類、磁器、磁石、磁石、飲食物以外のびん類	燃やせないごみ (一部プラスチック製品を含む)	燃やせないごみ
粗大ごみ	家具、カーペット、じゅうたん、自転車、オルガン、食器棚、畳、布団 など	大型家具類、カーペット、じゅうたん、自転車、スラップ、健康器具、レジャー用品など	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ
	新聞、折込チラシ	新聞、折込チラシ	新聞と折込チラシ	新聞紙、広告チラシなど	新聞紙、広告チラシなど
紙類	雑誌等	雑誌、本、その他の紙(ポストなど)	本・雑誌類	雑誌、古本など	雑誌
	紙パック	飲料用紙パック	飲料用紙パック	牛乳パック類	牛乳パック
資源物	紙製容器包装	紙製容器包装	紙類	紙類	紙類
	布類	布類	布類	布類	布類
空き缶	アルミ	アルミ缶、鍋、やかん、フライパンなど	缶類	缶類	缶類
	スチール	スチール缶、スプレー缶(中身が空のもの)、その他の缶(18リットルまで)、フライパン、鍋、ソーラーなど	小型電気製品	缶類	缶類
資源物	使用済小型家電	携帯電話等、ノート型パソコン、携帯型音響機器、ゲーム機、携帯型ビデオカメラ、デジタルカメラ、電気シェーバー、電卓、卓上電話機、ICレコーダー、電子辞書、携帯型ラジオ、電動歯ブラシ	家庭用金属類	釘、缶のフタなど小さな金属類、かさ、やかん、なべ、針金ハンガーなど	ジュース、ビールなどの飲料用の缶、のり、お茶、お菓子など
	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル
空きびん	生きびん	圓筒ビールびん、一升びん(何色でも良い)、ワイスキーシャンペットボトルなど	びん類	ジュース、酒などの飲料用のびん、調味料のびん、ジャムやお菓子などのびん	生きびん
	透明びん	無色透明のびん、すりガラスびん	容器包装プラスチック	ポリ袋、ラップ類、トレイ、バック類、カップ類、ボトル類、箱、ケース類、チューブ、ふた類	透明のびん
白色トレイ	色付きびん	薄い色付きびんを含む	その他プラスチック	カセット、ポリタンク、文房具、カセット、テープ、CD、DVD、削ラシ、まな板、フランドー、電子辞書のおもちゃなど	茶色のびん
	白色トレイ	裏面が白色の食品トレイ	使用済み食用油	使用済みの植物油の油	その他のびん
資源物	その他プラスチック製容器包装	袋、ラップ類、バック、カップ類、プラスチック製のボトル類、繊維材など	使用済み食用油	プラスチック製容器包装	きれいなプラスチック製品(ビデオテープ、CD、ハケ、ブラシ、タナー、玩具など)
	廃食用油	使用済みの植物油の油	剪定枝	剪定枝	きれいなプラスチック製品(ビデオテープ、CD、ハケ、ブラシ、タナー、玩具など)
生ごみ(処理品)	生ごみ(処理品)	電動式生ごみ処理機から発生した堆肥	乾電池	乾電池類	乾電池
	蛍光灯・電球・乾電池	蛍光灯、電球、乾電池	乾電池類	乾電池類	乾電池

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表10のとおり必要な施設整備を行う。

表10 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	ごみ焼却施設 大和市環境管理センター	エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業	450t/日	大和市	R3～R5 (R2～R5)	—
2	マテリアルリサイクル施設 高座クリーンセンター	(仮称) 剪定枝リサイクルセンター(マテリアルリサイクル推進施設)整備事業	10t/5H (想定)	高座清掃施設組合	R5～R8	—

(整備理由)

事業番号1：劣化の進行した基幹的設備の改良による10年程度の焼却工場の長寿命化と温室効果ガスの発生抑制

事業番号2：家庭等から排出される剪定枝のリサイクル化による可燃ごみの減量化と焼却施設への負荷軽減

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表11のとおり行う。

表11 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (令和元年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
3	浄化槽設置整備事業					
	大和市	197	15	85	R3～R7	—
	海老名市	768	25	170	R3～R7	—
	綾瀬市	0	8	40	R4～R7	—
	合計	965	48	295		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

ア 廃棄物処理施設

上記(3)の施設整備に先立ち、表12のとおり計画支援事業を行う。

表12 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	高座地域マテリアルリサイクル施設 (事業番号2)に係る実施設計等委託事業	実施設計等	R6
32	高座地域マテリアルリサイクル施設 (事業番号2)に係る旧施設解体実施設計委託事業	汚染物質調査 実施設計	R4
33	高座地域マテリアルリサイクル施設 (事業番号2)に係る基本計画及びPFI等導入可能性調査委託事業	基本計画の策 定及び事業の 経済性や継続 性等の調査検 討	R5
34	高座地域マテリアルリサイクル施設 (事業番号2)に係る生活環境影響調査委託事業	施設整備に係 る環境につい ての調査及び、 予測、評価等	R5・R6

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

ごみの発生・排出抑制のため、不用品交換制度の維持、フリーマーケット活動場所の提供等の支援を行う。

また、各市のリサイクルプラザ等において再生家具の販売等を継続する。

さらに、市民・事業者・地域等において、ごみの発生・排出抑制の活動が展開され、効果が認められる場合は、その取り組みに対してできる限り支援を行う。

イ 廃家電及び使用済小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電、パソコンについては、特定家庭用機器再商品化法、資源有効利用促進法に基づくリサイクルシステムの理解と、リサイクルの手順、関係する業者、引き取り先等の周知を徹底する。

また、廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

使用済小型家電については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく適正な資源化を推進する。

ウ 不法投棄対策

不法投棄の防止対策を、パトロールの実施、管理責任者の周知及び防止対策の指導、法的対応の検討により行う。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

大和市、海老名市、座間市、綾瀬市では、大震災や台風、豪雨等の自然災害、大規模な人的災害等により発生する災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、生活環境の保全・公衆衛生の確保、早期の復旧・復興を実現するために、災害廃棄物処理計画を策定している。

今後の災害時の廃棄物処理については、各自治体の地域防災計画、大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画等を踏まえ、大和市と高座清掃施設組合において、相互協力を行い、より効率的な処理を行うとともに、神奈川県、近隣自治体とも連携し、災害時の廃棄物処理体制の確保を図る。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本地域は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、本地域、神奈川県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。